厚岸町議会　平成１９年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成20年３月11日
午前10時00分開会

●委員長（菊池委員）　皆様、おはようございます。
平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。
昨日に引き続き、議案第11号　平成19年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。
43ページ、３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費から進めます。
13番、室﨑委員。

●室﨑委員　46ページの繰出金なんですが、国民健康保険特別会計繰出金8,000万円というふうになっていますが、踏み込んだ話や細かい話は国保の会計でもって聞けばいいんですけれども、ごく大ざっぱなところでお聞きしますが、繰出金は結局において、例年並みということになったというふうに考えればいいんですか。

●委員長（菊池委員）　税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長）　お答え申し上げます。
昨年の３月補正同様、8,000万円の繰出金で同額ということでございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　前に、何月議会というのはちょっと私も記憶が定かじゃないんですが、国保会計が非常に計数的にいい状態を出していたんです。それでもしかすると、それが背景が何かということが、当時はまだはっきりつかめなかった。場合によっては、医療費の抑制が働いて国保会計に一時的にそういういい数字が出てくると、それは反動が来るわけですから、かえっておっかないし、あるいはそれ以外の要因ということになるというと、例えば町立病院が非常にいい状態になっていくと。それは単に経営がという意味じゃなくて、本来の動きを示してきたというようなことで、大変言葉は悪いが、最悪最低のときには二重診療だとかそういうことを町民がせざるを得なかったので、それが国保会計にはね返っていたんじゃないかというような分析も一部では行われていましたが、そういうことがなくなってきた。
あるいは、地域医療の核としての町立病院の機能を果たしてくれば、当然国保会計にそれは反映されて、国保会計もよくなってくるであろう。あるいは、それがそんな形で急速に出るとはちょっと思えないけれども、町民の健康づくりというものが功を奏してきたのかなという、いろいろな分析はあったんだけれども、いま一つはっきりしないという状況で終わっていました。

今回、これを見ると繰出金も例年並みになるし、最終的にこれはこの後の話になるでしょうが、繰り上げ充用だとかいろいろなことをやって穴埋めしていかなければならない会計が、また例年並みになっていくというふうに見られるとすれば、その一時的に出たものは何だったんだろうというような話にまた戻ってしまうんですが、余り一時的な短期的なものの分析ばっかりやっていてもしようがないんですが、全体的の傾向、それを大づかみな外枠だけで結構ですから、教えていただきたい。

●委員長（菊池委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　国保事業運営における現時点の見通しのことも含めてのご質問でありましたので、去年の決算時点からのお話をした方がいいんだろうというふうに思いますが、18年度決算におきまして、累積の赤字そのものは１億円台のものを吸収をして1,200万円程度の繰り上げ充用で済んだというのは、６月に補正予算で議論いただいたとおりでございます。

これはあくまでも単年度で、従来の繰り上げ充用を行ってきた赤字分も含めて、単年度の決算状況としてどうだというものがこの数字でありまして、実は翌年度に、ですから平成19年度に前年度の交付金、あるいは補助金というものを精算をしたことによって、返還をせざるを得ないものが出てくる。あるいは追加で交付を受けるものというものが出てまいります。ですから、２年間にわたって数字を見ないと、単年度の状況がどうなのかということがわからないという仕組みになっておりまして、19年度で前年度精算分として実は返還金が出てまいりました。これは大きなおおよその数字で申し上げますが、4,800万円程度のものでございます。したがって、1,200万円と4,800万円を足したもの約6,000万円が、実質的に単年度分として赤字の分というふうに考えていいんだろうというふうに思います。

それで、18年度決算の段階で、医療費が随分落ちましたという話もさせていただきました。保険給付費でいきますと、前年度との対比では6,500万円近く医療給付が落ちました。19年度に入りまして、19年度の医療費の状況はどうでしょうかというご質問も受けたんですが、私ども２カ月、３カ月おくれの情報しか持ち得ないということで、時期的にはまだ分析し切れませんというお話をしておりました。現時点で押さえております医療費の状況は、12月診療分までのものがありまして、年度で申し上げますと、まだあと２カ月分の医療費の動きというのが、これから積み重ねられてくるという状況であります。その中で12月診療分までで見ますと、一般被保険者についてはほぼ前年と同程度の横ばいでございます。それから、退職被保険者につきましては、前年対比で約2,000万円ぐらいふえているという状況でありまして、推移としましては、11月あたりから伸び傾向にあるということであります。このまま伸びていきますと、残りを２カ月分で1,500万円とか2,000万円とか前年対比で申し上げますと、そのぐらい伸びてくると医療費全体としても2,000万円から3,000万円、前年よりも増えてくるのではないかという状況で私ども今見ているところであります。

先ほどのご質問の中で、18年度の医療費が下がった要因についていろいろご提言いただきましたが、私どもも釧路管内の市町村の状況なんかも含めて情報収集をしておりま

すが、釧路市も含めて管内では５つの市と町におきまして、前年で医療費が落ちているなという傾向が出ております。これは18年度の診療報酬の引き下げという問題もございました。医療全体で3.16％の引き下げということがありました。医療に関する部分は1.36％、それから、調剤、薬剤に関するものが1.8％ということで引き下げがありました。この影響が素直に出てきたのかなという視点での分析でありますが、残念ながらそこまでたどり着くことができませんで、我々が分析しましたのは、受診件数の減に伴う医療費の減ということが表面的に出てきたと。

一般の入院で申し上げますと、受診件数が7.7％の減、これに伴って医療費としましては、5.9％の減というような数字が出てまいりました。特に、18年度につきましては、入院の件数が下がっております。それで入院の場合、１件当たり１カ月に1,000万円とか2,000万円とかというケースも出てまいります。じゃ、それに対する保険給付は幾らかといいますと、1,000万円の場合に700万円とか800万円とかというものが出てきますし、2,000万円とかあったとすれば、1,800万円近い給付が出てくるわけであります。そういったものが少なかったということと、入院全体が件数、費用それぞれ落ちているなというふうに思っております。

それから、受診控えのお話がございましたが、私ども70歳以上の対象者の方をリストとしまして、実は見ていったところでありますが、18年度に関しましては、受診件数で見ますと、前年対比41％の増であります。それから、医療費で申し上げますと、約34％の増ということで、件数と費用で申し上げますと、受診の抑制というものは見られないということになるんですが、対象者が毎月変動しますので、１人当たり幾らとかという、あるいは１人当たりの受診率がどうだということまで分析しないと正確なものは出てきませんけれども、件数と医療費に関して分析をした中では、受診の抑制そのものは見られなかったということであります。

いずれにしましても、19年度のあと２カ月分の医療費の状況を注視しながら、全体的には前年並みぐらいの給付におさまればいいなという思いでおります。その場合に、じゃ最終的に単年度の収支としてどうなんだろうということが出てまいります。現時点では、8,000万円の新たな繰り入れをしていただいて、その上で保険税の収入状況の問題、それから国や道、それから社会保険の診療報酬支払基金から交付されるもの等々を含めて推計を申し上げますと、最終的には19年度の単年度収支として、実質的に残りました6,000万円程度が、最大値として19年度の決算においても繰り上げ充用の必要な分として出てくる可能性がある。これは最大値のお話で申し上げましたが、そんな見通しでおります。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　国保会計が別にありますから、細かな話は今触れませんが、あと１点だけちょっとお聞きしておきたいのは、今もお話に出ておりました受診件数だとかいろいろな形で分析していきますよね。その増減というのが単年度で上がったり下がったりいろいろな要因があるのでするんですが、何年間を通していくことでもって一つの傾向が出てきます。それはやっぱり町民の健康状態というものをあらわす一つの指標として反映し

ているものとして訴えてくると思うんです。

それで今回、後期高齢者の制度ができました。そうすると年齢で一部から切り離されます。今までのような形のいわば統計というものは、今後も同じようにとっていくことはこれはできるというふうに考えていいんでしょうか。状況が変わってしまって、途中からぽんと変わってしまいますと、そういう形での長年の積み重ねというものが非常に難しくなってくると思うんですが、その辺りはどういうふうにお考えですか。

●委員長（菊池委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　経年にわたる医療費の状況の統計データの問題でありますが、今現在は国民健康保険の一般被保険者、それから、退職被保険者、そして老人保健の対象者の方という３つの区分で、それぞれデータがとられているということであります。後期高齢者の場合も、基本的には老人保健制度の対象者の方々、これは国保だけではなくて社会保険等の対象者の方々も今現在も入っております。そういう意味では移っていく方もこれまでと同じ対象の方が移っていくという意味では、ブロックとしては変更がない。従って、後期高齢者の医療の状況がどうなのかという分析をすれば、従前の老人保健の対象者と同じ区分でデータがとれ比較ができるということであります。

そして、そのデータが我々の方にどういう形で公表をされるのかということについては、まだ運営自体が北海道全体ということになるものですから、毎月そのデータをとる必要があるのかどうかということも含めて、まだ市町村とのデータのやりとりについて詳細まで見えておりません。そういった意味では年間単位のデータとして、こうまとめるべきだとかということも含めて、我々としましては厚岸町の後期の対象者の分の医療費の状況について、ぜひデータをいただける体制でしてほしいということについてはお話をしていこうというふうに思っております。

●室﨑委員　結構です。

●委員長（菊池委員）　よろしいですか。

それでは、社会福祉総務費、ございませんか、ほかに。

なければ進みます。

２目心身障害者福祉費。

10番、谷口委員。

●谷口委員　この目の最後のほうにあります障害者自立支援対策推進（経常）の障害者自立支援対策推進事業22万9,000円、それから扶助費33万7,000円、これについて事業の内容について、ちょっと教えてください。

●委員長（菊池委員）　福祉課長。

●福祉課長（土肥課長）　障害者自立支援対策推進事業でございます。そのうち障害者自

立補助金の障害者自立支援対策推進事業22万9,000円の増でございますが、通所施設に送迎されます障害者の費用の一部を助成することで、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、利用者の負担を軽減する事業として、19年度、20年度でこれを対策推進という特別事業の中で見てございます。今回、当初見ておりました見込み額に対しまして、全体の見込み額事業費の総額に対しまして、厚岸町が支援すべき人数をその施設、施設で案分しまして、総額による案分率を掛けて22万9,000円の増額となった内容でございます。

それから、入所施設運営円滑化事業助成33万7,000円でございますが、これにつきましては、以前は施設に対する報酬の支払いが月額払いという形でございましたが、障害者自立支援法が施行される以前の収入を確保し、事業所の安定、激変緩和を図ろうという内容で、これも国の対策事業として事業費の90％を補償するという内容で、今回各施設に対する90％の補償額として33万7,000円を増額し補正する内容でございます。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　そうすると、この22万9,000円の通所費の助成ということなんですが、それには何名の方がどちらの施設のほうに通って、何施設この対象施設になるのか教えていただきたい。

それから、この円滑化事業助成については、これについてはきちんと円滑に進めるために町がこれを補償するということなんですが、この対象施設は何カ所あるんですか。

●委員長（菊池委員）　休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時24分再開

●委員長（菊池委員）　再開します。

福祉課長。

●福祉課長（土肥課長）　時間をとってしまい申しわけございません。

まず、障害者自立支援対策推進事業のほうですが、３施設、全員で８名分でございます。

それから、入所施設運営円滑化事業につきましては、５施設、８名分でございます。

●委員長（菊池委員）　福祉課長。

●福祉課長（土肥課長）　すみません、答弁漏れがございました。

障害者自立支援対策推進事業のほうでは、伊達市のふみだすが１名、釧路市のはしどい学園が１名、その他が６名です。

●谷口委員　なに、８名はどこですか。
　はしどいの次は。

●福祉課長（土肥課長）　はしどい学園の次が厚岸町ののんき村で、８名です。
　それから、入所施設運営円滑化事業は別海柏の実学園に３名、中札内みのり園が２名、名寄丘の上学園が１名、根室すずらん学園が１名です。地域支援センターライフが１名の５施設、８名になってございます。

●谷口委員　はい、わかりました。
　以上です。

●委員長（菊池委員）　あとございませんか。
　なければ進みます。
　３目心身障害者特別対策費、４目老人福祉費。
　55ページ、７目社会福祉施設費。ございませんか。
　２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、２目児童措置費、３目ひとり親福祉費、４目児童福祉施設費。ございませんか。
　５目児童館運営費。
　４款衛生費、１項保健衛生費、１目衛生予防費、２目健康づくり費、３目墓地火葬場費、４目水道費、５目病院費、６目乳幼児医療費。
　２項環境政策費、１目環境対策費。
　10番、谷口委員。

●谷口委員　この環境保全基金は説明されていましたか。ちょっと440万円について説明をお願いします。

●委員長（菊池委員）　税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長）　環境保全基金の積立金のご質問にお答えしたいと思います。
　19年度補正予算を組む前の補正予算におきまして、540万円の計上をしております。その段階で19年度末1,765万円の残高になる見込みとなっております。新年度にわたりますが、新年度で繰り入れ、いわゆる取り崩し、440万円で積み立てもございまして、最終的に現段階では20年度末では1,825万円となる見込みとなっているところでございます。

（「19年度末は」の声あり）

●税財政課長（佐藤課長）　19年度末で1,765万円になる。

●谷口委員　来年の３月になったら1,825万円になるんですよね。今、19年度。

●税財政課長（佐藤課長）　失礼しました。

それでは19年度に限って説明させていただきます。

18年度末から始まりますけれども、1,045万円の残高から、まず当初予算400万円取り崩しがございました。それから当初の積み立てで580万円の積み立てがございまして、今回の補正で540万円の積み立て……

●谷口委員　440万円だよ。

●税財政課長（佐藤課長）　440万円の積み立てとなりまして……

●谷口委員　540万円と440万円では……

●税財政課長（佐藤課長）　12月の補正100万円で540万円の積み立てになります。それで19年度末の残高が1,765万円となるところでございます。

●谷口委員　そこまではいいんだよ。来年度の金額。

●税財政課長（佐藤課長）　大変余計な説明をしてしまいまして申しわけございません。

●谷口委員　わかった、いいです。

●委員長（菊池委員）　いいですか。

ほかにございませんか。

２目水鳥観察館運営費、３目廃棄物対策費、４目ごみ処理費、５目し尿処理費。ございませんか。

５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費、２目農業振興費、３目畜産業費、４目農道費、５目農地費。ございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員　ここの尾幌地区畜産担い手総合整備事業141万5,000円、この事業はどういう事業になるんですか、その後にもありますけれども。

それから、これはこの間聞いていたやつだったか。道営厚岸第２地区公共牧場整備事業1,190万円の減、これについて説明をお願いしたいんですが。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　まず、１点目の尾幌地区畜産担い手総合整備事業の関係でありますけれども、この事業につきましては、旧公社営建設事業という事業名でおなじみかと思われますけれども、面工事、草地整備とそれから施設も一緒にできる事業とい

うことであります。現在、大別地区の道営草地整備事業につきましては、面工事だけということでありますけれども、この事業については施設もできるということでございます。

今回は、受益者からの事業の追加要望がございまして、その事業に伴う事業費の増額による補正ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。なお、これにつきましては、100％受益者負担ということです。

それから、厚岸道営第２地区の公共牧場整備事業でありますけれども、この関係につきましては、平成20年度、来年度に牧場敷地内の農道の整備を予定しておりましたけれども、調査測量業務を平成19年にやってしまうということで予定しておりましたが、手続の関係で遅れまして、一部業務を20年度に持ち越したということでございます。その結果、事業調査の結果、事業費の減になったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　この尾幌地区の事業なんですけれども、これは地域的に見れば尾幌全地域の事業なんでしょうか。

それと、道営厚岸第２地区公共牧場整備事業については、これは新年度に予算化されているんですか。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　２点目の公共牧場整備事業につきましては、平成20年度に残りの調査事業と、それから農道工事、その他を実施するという内容でございます。

それから、１点目についてはちょっと聞こえなかったんですが。

●谷口委員　どの地区か、地域。尾幌のどの地域かということですけれども。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　尾幌の東部、元の東部３号地区でございます。

●谷口委員　わかりました。

●委員長（菊池委員）　いいですか。

次に移ります。

６目牧野管理費。ございませんか。

７目農業施設費、８目農業水道費、９目堆肥センター費。

２項林業費、１目林業総務費、２目林業振興費。ありませんね。

10番、谷口委員。

●谷口委員　林業総務費でお伺いしたいんですが、私、以前からシカの解体処理場の建設問題を取り上げてきたんですが、糸魚沢に何かそれらしきものが、また設置されるんではないのかという話を聞いているんですが、また、それらしきものがあそこにこう設置されているように思うんですが、それらはどういう手続であのようになっているのかお伺いをいたします。

●委員長（菊池委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　お答え申し上げます。

現在のところ、それとおぼしき施設は確かに現場には建ちつつあるという状況は確認しております。ただし、それがエゾシカの解体処理施設、いわゆる食肉用に行うのであれば、当然保健所の許可は必要になります。それから、水を使う場合は、当然、町の水道使うわけですから、それの申請も必要になるという状況がございます。それから、工作物をそこに固定する、水道をつないだり電気を接続するとなると、建築の届け出が町に必要になります。そういったもろもろの手続がまだ行われていないという状況にございまして、それ自体がどういう目的を持って建てられようとしているのかということは、まだ確実に確認している状況ではございません。それと地域の方々にも、きちんとした説明はないというふうに伺っているところでございます。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　実際、あそこにそのようにもう設置されているとか、状態としてはありますよね。それでクリアをしなければならないことは、今、課長がおっしゃったことがきちんとクリアされていかないと、それは施設として運用をすることができないということだと思うんです。

それで、私も非常にそれを聞いてから気になって、例えば地区の一部の人に話を聞いたところでは、それ自体は肯定している人もいるんです。本当にそれを詳しく知り尽くして肯定しているのかどうかはわかりませんけれども、今のシカの状態だとかそういうことからすれば、そういうものが有効に活用されるんであればいいことではないかということで肯定されている方もいるんです。言ってみれば、全体的にはよくわからないと言ったほうがいいのかなという気はするんですけれども、やはり前の議会でも副町長が答弁されておりましたけれども、そういう動きがあったときには、やはり地域の人にもきちんと知っていただくというか、そういうことを知らしめながら、町として万全の対応策をとっておくということが大事ではないのかなというふうに私は思うんです。

それで、結果的に物事がなし崩し的に進められて、それが結果的にはオーケーになっていくというのでは、やはり困るんではないのか。きちんとした手だてをとりながら進んでいくものは信頼されるけれども、そうではない方法で物事が進められるということに対しては、やはりきちんとした対応をとっていかないと困ると思うんです。その点で

は土地の所有者等との話し合いも当然必要でしょうけれども、それらについてどのように対応されているのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　先ほど申し上げましたもろもろの手続、その中で許可を要するのは保健所の部分です。あとの部分は届け出がされると、それは受けざるを得ないという状況であります。その土地自体は、もう既にその方が使うという状況は、ほかの人が使ってはいけないという状況を、何と申しますか、制限するような状況にはない土地でございます。ですから、法的だとか手続的にはそのようなものが正式に行われるのであれば、何らその人は営業の自由という状況の中で営業活動ができるという状況にあります。

ただし、ご質問者がご心配されるように、地域とあつれきが生まれないように、きちんと地域の理解が得られるような状況でなければ、その方も永続的にはそこで商売がしづらいような状況に当然なると思います。それで私も地域の代表の方ともお話しをしておりますが、何回か現場にずっとではありませんけれども、来たりなんかしているようでございます。ですから、来るときには地域に説明してほしいということを伝える、申し入れるということもおっしゃっていました。私もそれは進んでやってくださいということも申し上げたところです。それで、そのような状況があったときには、町、私どものほうに教えていただきたいということも申し上げたところでございます。

ある意味では、今いろんな問題を引き起しているエゾシカを食用として処理するという施設でございますから、こういった施設は今盛んに道内、特に道東方面では各市町村に民間施設として建ちつつあります。ですから、そういった状況の中で、これがきちんとした形で行われるのであれば、非常に歓迎すべき施設にもなり得る状況にもありますから、そのあたりを注意しながら対応してまいりたいというふうに思います。

●谷口委員　はい、いいです。

●委員長（菊池委員）　いいですか。

ほかにございませんか。

次に進みます。

２目林業振興費、３目造林事業費、４目林業施設費、５目特用林産振興費。ございませんか。

３項水産業費、１目水産業総務費、２目水産振興費、３目漁港管理費。ございませんか。

５款農林水産業費、４目漁港建設費、５目養殖事業費。

13番、室﨑委員。

●室﨑委員　今、厚岸町はカキえもんという名前をつけてカキの養殖に、もちろんこれだけではありませんが、非常に力を入れて、これは既に全国ブランドになっている。全国

津々浦々までこの名前が知られた。私も内地の友達なんかから照会を受けたりして非常に得意になって説明しておりましたが、「環境異変、海が壊れる」という新聞記事に水温が上昇して厚岸町ではカキなんかできなくなってしまうと、こういう記事が出たんです。これが全国紙なもんですから、少なくとも全国全道まで行ったかどうかわからない。厚岸町では余り読んでいる人いないんだけれども、道内では結構読んでいて、厚岸町は話ではカキをどんどんと言っていたけれども、実は大変なんだってねという、わざわざ見舞いの電話をいただきまして、私もびっくりして新聞をひっくり返して見ましたら、２月27日の朝日新聞ですが、８段抜きで大きく出ているんです。

そこでは、８月はまるで南の海だと。水温は高くて数百万粒のカキが死んでいると。町産業振興課の大崎広也課長は言ったと、こうなんです、書き方が。しかも水温上昇のご丁寧に資料も載っている。そして、ずっと見ていくとこれを見てください。８月の水温表を大崎課長が指さした。異変は一目でわかる。最高水温が何度何度何度、それで04年ははね上がった、05年もそうだと。湖内はさらに高い。まるで海が煮えたぎっているようなこと書いてあります。それで最後には漁業者の名前で、これも名前出ているんだけれども、漫然と養殖を続けることがもうできなくなってしまう。そんな記事が出たんです。

ちょっとこれ余り私は無視できない記事だと思うんです。非常にこの影響は本当はもうつくれなくなっているのに、厚岸町はつくっている、つくっていると言っているんじゃないかというようなニュアンスにもとられかねないようなことじゃないんだろうねというようなことまで言われました。今、偽装だとかいろいろな問題がありますから、消費者のそんなものと全部くっつけながら見てしまうんです。厚岸町にとっては大変よろしくないというか、いい影響にはならない記事なんです。それで、実際、取材を受けたときにどういうことだったのか。こんなことは言っていないとは思うんだけれども、一応確かめておきたい。そういうことでまずお聞きします。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　ただいまのご質問でありますけれども、確かに朝日新聞の記者が今年の私は２月だと記憶しておりますけれども、たしか取材に参りました。この以前から、実は地球環境の変化に伴う特集記事を２月末に何回か連載をしたいということであります。その記者は稚内市での漁港にアザラシがふえて漁業被害になっていると、受けていると。それでそれらも地球環境の関連のことなんで、そういったことで稚内市にも出張に行くというお話でありました。

このカキえもんについては、この記者が平成16年当時のカキえもんの変死したときにも当町に参りまして、いろいろとその原因等々を聞いていたということであります。その当時から、原因の一つとして、厚岸町のカキえもんの変死には水温が大きくかかわっているというふうな話をしていたときに、私も個人的に平成16年以降、そういった太田の気象関係、それから南防波堤の水温関係のデータを私自身持っていまして、それでデータとしては蓄積をしていたということであります。

平成16年以降、夏が随分暑い年が毎年のように続くということが、カキの変死と水温

が一つかかわっているというふうな裏づけと申しますか、そういったデータがこれだということで個人的にデータは持っていました。それを取材したときに見せたということが発端であります。それを朝日新聞の記者が記憶をしておりまして、それで今年の２月になりまして、以前見せてもらった水温のデータについて見せてもらえないだろうかということでありました。そのデータについては、ほかに出さないという条件をつけて、その新聞記者に見せたという内容でございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　資料は外へ出さないというから提供したら外に出されてしまったという話なんですね、今のを一言で言えば。

　余りそういうこと言うと語弊があるんだけれども、言いましょう。能力がない記者ほどストーリーをつくりたがるんです。そして最初から、もう新聞記事のストーリーをつくって、それに当てはめる材料だけこう集めようとするんです。それで随分被害に遭う人がいるんです、たくさん。それがひどい場合には、いわゆる捏造記事にまでいってしまうんだけれども。そうでないところでおさまったとしても。

　それで、まず１点だけ整理するためにお聞きしますが、厚岸町としてはカキが大量に死んだ年もあるし、そうでない年もある。それから、場所によったり、それからやりか方によったりして、何と言うのかな、死ぬ率もいろいろである。それから種類というか育て方にもよる、いろいろあるでしょう。それは海水温によるんだというふうに考えているんですか。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　おっしゃるとおり、カキの変死についてはいろいろな要因、今おっしゃられた要因がございます。私としましては、海水温の関係につきましては、原因の一つではないかというふうに考えております。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　ここ、大事なところだから。水試あるいはカキセンター、そういうところできちんと科学的な調査しているんでしょう、していますよね。できる限りの。100％全部わかっているところなんていっていないと思うけれども、とにかく調査していますよね。それでデータの蓄積しています。その中で海水温というものが、そういう原因であるというふうに表に出さなければならないほど重要な、あるいは決定的なものだというふうになっているんですか。前に議会で聞いたときには、いろいろなそういう推論はあるけれども、仮説はあるけれども、今わかっているいろいろな事実を積み重ねていったときに、これが原因だなということはとても言える状態ではないという答弁ではなかったですか。それ誤解招きますよ、今の答弁。私としてはと言っても、あなたがごく施政の素人ではないわけです。厚岸町の産業課長という大変権威ある立場なんです。そこで、私

としては海水温が云々というようなことを言われると、こんな記事になってくるんじゃないですか。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　おっしゃるとおりであります。私もデータのひとり歩きは最も恐れていたことでございます。あくまでも仮説という考えのもとに、記者の取材に応じたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　あなたが書いた記事ではないし、あなたの署名入りの記事ではないんだから、だから、あなたがいけないとかなんとかいうのではないけれども、やはりこういう記事は走って歩くわけです。そうすると、厚岸町のカキの産業をどう育てていくかというときに、マイナスになるものは排除しなければならないんです。それはわかりますでしょう。

　そうすると、取材を受けたときも、やはりこういうような記事が書けるような言い方をしてしまったとすればこちらの落ち度です。それでやはり今言ったように、こういういろいろな要因があって、水温なんていうようなものだけで一元的にまとめられては困るんだということをくどく教え込まなければなりません。すなわち、こっちがマスコミをどう利用するかと。言葉は悪いんですけれども、真剣勝負ですよ。そういう意味で、やはりここには手抜かりがあったんじゃないかというふうに思われます。

　それから、町として、こんな記事が書かれてほっておくというのはやはりうまくないと思います。あなたのほうでいろいろ言ったんだろうと思うんです。その中の一つだけつまみ出して、まるでもう水温がどんどん上昇して厚岸町の海、特に湖内なんか煮えたぎってしまっているから、もうカキなんかつくれないんだというふうに素人がぱっと見たとき思われるような記事を書かれたら、断然抗議すべきです。やはり毅然とした態度をとってもらいたい。その点いかがですか。

●委員長（菊池委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　ブランド化、カキえもんのブランド化を進めている厚岸町ということでございましたけれども、私の落ち度でご迷惑をおかけして、誤解を招くようなことになってしまって大変本当に残念に思います。今後、このようなことがないように気をつけますので、ご理解をひとついただきたいと思います。

●室﨑委員　いいです。

●委員長（菊池委員）　ほかにございませんか。

　次に進みます。

６目水産施設費。

６款商工費、１項商工費、１目商工総務費、２目商工振興費、３目食文化振興費。ございませんか。

４目観光振興費、５目観光施設費。

７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費、２目土木車両管理費、３目土木用地費、４目地籍調査費。

13番、室﨑委員。

●室﨑委員　国交省が小泉内閣のときに市街化活性化何とかプロジェクトとかというのを立ち上げまして、その一環の中で都市計画区域だけだと思うんですけれども、街区基準点の設置というのを行いましたですよね。それで釧路管内、根室管内、十勝管内、網走管内皆行われていると思うんです。いわゆる道東と言われる地域で。それでその街区基準点の管理については、市町村に移管、委託というのを行っていると聞いております。それで何か釧路市と、それからこの近辺では芽室町がそれを断っているというか、受けないというような話も聞いています。厚岸町は管理委託を受けているんですね。まず、その点お伺いいたします。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えいたします。

街区基準点のご質問でございますけれども、これにつきましては、平成19年１月22日に移管の意向について町で同意いたしまして、19年３月13日に基準点成果の受領をしてございます。それと４月２日からは基準点の取り扱いを開始してございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　全部で点数、何点ぐらいあるんですか。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　全部で21点でございます。ただ、この中にいろいろなものがございます。三角点というようなもの、それから多角点、それから多角接点というようなものもございますので、それを全部合わせますと21点というふうになります。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　厚岸町がその管理を委託を受けたということになりますと、町内に設置されておって、なおかつ公共基準点として利用されるものの中の数に入りますね。そうしますと、今測量基準点がこれは18年９月定例会での答弁の中では1,228点ある。これは電子基準点、一等三角点というのから始まって４級基準点800点まで合わせて1,228点、それ

にプラス21点ということになったということでよろしいわけですよね。いやいや、点数の確認まではいいんだけれども、それにプラスされたということでいいんだろうねということですから。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えします。

質問者のおっしゃるとおりでございます。

ただ、一言あれですけれども、４級基準点というのがございます。それは当時18年９月の一般質問の折に約800点程度あるということは言っております。ただ、その後にその800点の４級基準点ですから、物によってはなくなっている場合も当然出ています。そういう中ではちょっと増減は出てきているというのはございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　今、消失点の話はしなかったんだけれども、消失点入れれば、実際にある数は多少増減は出るだろうということですよね。その後設置されたものだってあるでしょうし。それで厚岸町は、要するに国交省のほうから各自治体に対してこの管理をお願いしますというふうに対して、非常に早い段階でオーケーを出しているんです。それができるのは、厚岸町測量表保全要綱というものを持っていまして、それできちんとした管理体制があるからだというふうに聞いておりまして、実は、私もちょっと関係しております測量関係のこの前の会議の中でもそういう説明を非公式に聞きまして、非常に鼻が高かったんです。

それでお聞きするんですが、この公共基準点の保護に関してなんですけれども、前にも一度お聞きして、そのときに一般質問でもお聞きしたんだけれども、要綱があって体制はあるんだけれども、現実に行われているかどうかということになると大変疑問だという答弁がありまして、今後はきちんとしますよというお話でしたので、それで今すぐといってもちょっと無理でしょうから、新年度予算のときに資料として出していただきたいんですが、18年度、19年度２年間で結構ですから、町発注の建設工事等でこの公共基準点の保全にかかわった工事、どんな工事があったか。それから、施工業者名、それからその関与した測量表ですね。何級、何点という程度で結構です。それから、それが要綱を見るというと、もろにぶつかる場合には一時撤去するとか移設するとかして、あるいはその後復旧するとか、それは全部一応協議をしたり、あるいは申請が出てきたり、そして、最終的には町のほうで復旧の確認をするという手続、手順がございますね。それがきちんと行われているかどうか。こういうものを一覧表にして出していただきたいんですが。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　今、質問者の言われました資料等整理いたしまして、新年度予

算の段階までに提出をしていきたいというふうに思います。

●委員長（菊池委員）　いいですね。
　ほかにございませんか。
　なければ進みます。
　14番、竹田委員。

●竹田委員　特に、今番地が変わって光栄町なんですけれども、字名改正で光栄に変わりましたね、太田南から。ほかにも町内でたくさんの被害者といっても過言ではない、そういう町民からいろいろ声が聞かれました。というのは、道路が改良、または歩道、幅員等を含めて改良されたときに、確かにここに自分の所有の地籍の杭があったと、測量杭があったと、境界杭ですね。それが結局、工事やった時点でなくなってしまう。これは工事を発注した厚岸町側に責任があるのか、工事を請けた請負者にあるのかということをよく聞かれるんです。最終的にその境界杭がなくなって、結局は実費でもって所有者が測量をかけてお金を払うという事態になっているのがほとんどなんです。これは町としてどのようにとらえているのかお聞きします。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。
　道路と民地の境界の杭の紛失ということでの質問だというふうに思います。
　ちょっと場所的に光栄というふうに今言われましたんですけれども、実際にどういったものが、どこの部分でそれが紛失したかというのはちょっとわからないんですけれども、広く一般的に工事によってその用地、民地石杭が紛失した場合には、当然その施工した業者の責任において復帰をしていくというふうになります。
　一番問題となるのは、私ども工事をやるときに確認をしたりします。ちょっとそのやり方的にはそこの部署、部署によってやり方は違いますけれども、以前私どもがやったのは下水道工事とかにおきましては、確認書というものを取り交わして、お互いサインをしてここに杭がある、ないということを確認して、その後工事が完了したとき、ちゃんとそれはもとどおりになっていますねというのを確認しているといったやり方をしたりはしてございます。
　よく問題は、後から数年後にそこに杭がなくなっているといったようなことで言われてくるパターンは往々にしてございます。そうしたときには、その確認書等を見ながら、もともと入ったものはそのままにしてありましたということは確認とっていますので、ただ、問題なのはその後に紛失された、工事が終わった後に紛失するという場合もございます。そういう場合はちょっと私どものほうとしても何ともしがたいことでございます。基本的には工事でその杭がなくなった場合は、業者のほうで復旧していくというふうな考えで進めてきております。

●委員長（菊池委員）　14番、竹田委員。

●竹田委員　そうしたら、町の発注者側じゃなくて、施工業者が責任をとるということでいいんですね。個人が発注者が厚岸町であっても、施工業者に文句を言わなければならないということなんでしょうか。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。
　町の杭ということで、用地杭を業者がなくしたと。それでもそれは業者の責任なのかという。

●竹田委員　個人の所有の杭です。道路と民地の。

●建設課長（佐藤課長）　どこに言えばいいかといいますのは、当然町も発注側でございますから。

●竹田委員　町のくいは個人がどうのこうのって関係ないことです。

●建設課長（佐藤課長）　町が発注した工事でございますから、当然それは町のほうに申し出ていただければ、それは対応していくというふうになります。

●委員長（菊池委員）　14番、竹田委員。

●竹田委員　もう１回確かめます。発注したのは町ですから、町に責任があるということですよね。工事の方の施工者に責任があるというふうに最初の答弁でそういうふうに聞いていたんですけれども、そうじゃなくて発注側の町にあるということですよね。個人的に道路を何かした場合には個人の負担になりますけれども、例えば歩道をきちっと整備しようということで伴うそういう工事がありますね。その発注が厚岸町であれば、その杭が紛失になったときには、厚岸町に言えばいいということなんですか。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えいたします。
　町が発注した工事でそういうことになりますと、それは町のほうに言ってくだされば いいということになります。

●竹田委員　わかりました。

●委員長（菊池委員）　いいですか。
　ほかにございませんか。

なければ進みます。

２項道路橋梁費、１目道路橋梁維持費、２目道路新設改良費。

３項河川費、１目河川総務費。

10番、谷口委員。

●谷口委員　別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業の河川調査委託料について説明をお願いいたします。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。

別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業の河川調査委託料の内容でございますけれども、１つ目は、河川調査でございます。これは流域の特性調査というものが入っておりまして、降雨時の水位、それから流量、雨量、水質、それから底質、下の土の状況、それから流砂量、砂の流れる量、そういった調査をしてまいります。

それから、流域特性ダム堆砂状況測量、これはトライベツ川ダムのスリット化した後のそこの裏にたまる土砂の堆積状況を調査していくといったものでございます。

それから、土砂生産源対策評価手法検討、内容等につきましては、微細土砂流出が生物に影響を及ぼす調査、それから、地形データの取得、それから生産土砂の流動分布の調査、それから土砂生産源に適した対策工法の検討、そういったものを検討していくといった内容となってございます。

それから、土砂流出防止対策の実施設計、これは工事を行う前の工事に対する実施設計を行うものでございます。委託内容につきましては、こういった内容となってございます。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　今、説明いただいたんですけれども、トライベツ川の砂防施設のスリット化が行われています。それでそれも含めて発生源対策から砂防ダムの効果というか、そういうものも含めて調査をされていると。この調査はもう終わっているんですか。

それと、もう一つお伺いしたいんですが、実際、砂防ダムのスリット化が行われたその効果は、今堆砂だとかそういうことについてはお話がございましたけれども、生物に対する影響調査というか、それらについてはこれには入っていないんでしょうか。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。

トライベツ川ダムのスリット化に対する効果等の調査につきましては、まだ終わっておりません。引き続き継続して川の状態等を調査していくと。それが数年築き上げていかなければ、その調査した部分の効果、やった部分の効果というのが見えてこないもの

ですから、これはしばらくの間は引き続き調査をしていくといったものでございます。

それと、１回目のご質問にもお答えをしましたけれども、土砂生産源対策評価手法の検討ということでご説明を申し上げたつもりですが、そうした中にはそうした生物等に係るものにも環境に及ぼす調査、そういったものが生物的なものはどうなのかといったことも調査をしていく、検討していくといったものの内容が入ってはございます。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　今、課長、トライベツの砂防ダムのスリット化の効果というか、それについては何年もやっていかないと、その効果がどういうふうに出たのか、あったのか、なかったのかと。問題があるのかないのか、それはもう何年もやらないと効果がわからないものですというような説明なんですけれども、だけれども新年度にまた予算を組んでいるわけです。そうすると、やはり単年度でここまではわかりました、こういう影響があります、あるいはありませんでした。だけれども、この部分については対策をとっていかないと困るんですということで、新しい計画予算づけになっていかなければならないと思うんです。そうであれば、やはり私は一定の期間、わかった範囲、わかった範囲で、それは情報として公開をされていかなければ困るんではないのかなというふうに思うんです。どこかの部署だけは知っていて、どんどん事業だけがまた進んでいくということになっては私は困ると思うんです。その辺では、やはりきちんとした情報を私たちに提供していただかなければ、この事業がいい事業だからさらに進めてほしいということにはなっていかないのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。

トライベツ川ダムのスリット化に対する効果、影響、これらの調査は何年もやらなければわからないのかということでございますが、まだ18年度に工事を行ったばかりでございますから、19年度一つの調査だけでは判断がつかない。データ的にもあらわれてこないというものでございます。もう少し調査を続けた中で統計を見ると、だんだん水質が回復されているとか、温度がどうなっているとかということが見えてくるといったもので、少し何年かやらなければ数字的なものはあらわれてこないのかなというふうな考えでご説明申し上げたつもりでございます。

ただ、その中でもデータ等の変化が出てくれば、それはその中でまた単年度であってもあらわれてくれば、それは判断がつけてこれるものでございますし、そういったものはそのデータから次の土砂生産源対策のほうの検討の中に盛り込んで実行に移していければというふうには考えてございます。

それと、こういった調査データの情報でございますけれども、この委託事業といいますのは、北海道防衛局のほうから町が委託を受けて行っている事業でございますので、そういった得られたデータは、そのまま北海道防衛局のほうに最後に引き継ぐということになります。その北海道防衛局の中で情報を公開していくといったことになるかと思

いますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　砂防ダムの問題は、前のトライベツの砂防ダムをつくったときから問題なんです、やり方として、手法として。我々の税金でつくっているわけでしょう。防衛局が仕事をしても、そのもととなるお金は国民の税金なんですよ。それで前の砂防ダムを建設する時点での調査データも、当初課長が言っていたように、これは委託された仕事だから防衛局が判断をして、当時は防衛局じゃなくて施設局が判断をするんですということで、なかなか私たちにその資料を公開していただくことができなかったんです。だけれども、これは国民の貴重な税金をそこに投入してやる事業ですから、当然、そこから得られたデータというのは、皆さんに知らしめていく義務があると思うんです。それが何かもう国の方が判断を示さない限り、私たちが知ることができないというのでは変だと思うんです。それでそれにかかわった厚岸町の職員が、施設局に言ったらだめだと言われた、みんな口を閉ざしてしまう。データを見せることができませんと。秘密の仕事をすることになるんですよ。

やはり問題があって、今回こういう事業が行われていくわけですから、それをトライベツの砂防ダムの建設の教訓が今度は生かされていかなければならないと思うんです。それで検討委員会をつくって、その結果に基づいて、今、やられているのが、これからの事業ではないのかなというふうに思うんです。そのときに得られたデータが、まだ国がいいと言うまで公開できませんということだけをやっていたんではだめだと思うんです。やはり、その辺はお互い対等の立場で、情報はきちんと公開されるということになっていかなければならないと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

●委員長（菊池委員）　町長。

●町長（若狭町長）　私からお答えさせていただきます。

今、谷口委員からるる過去の問題も含めて経緯等説明がありました。そのとおりでございます。平成９年、苦渋の選択の中で地域振興策として厚岸町がダムを設置いただきたい。その大きな目的は、土砂流出によって大事な資源である厚岸湖、厚岸湾に流出しては困るということで、当初は３基のダムを設置という中で、当時の防衛施設庁が行った工事、厚岸町はそれを委託を受けている関係にあるわけであります。

しかしながら、イトウという問題、これはお魚のイトウでございます。問題が惹起をされまして、検討委員会というものが設置をされ、現在できておるダムについては、スリット化すべきであるという結論に達し、その工事を終了いたしたわけであります。その成果、効果についてはどうかということについては、これは十分に効果あるものとしての検討委員会の結果でありますので、期待を持っておるわけでありますが、やはり日がたちませんと、これ今すぐ、じゃスリット化したから出るのかということになりますと、やはりある程度の時期を見ませんと、イトウについても、さらにはまた、土砂流出等の可能性についても、当然これは時間のたつものではないだろうか。同時に、既に調

査等も行われておるわけでありますので、その点については、やはり今の北海道防衛局とも連携を密にしながら、その経過、結果についても承知をしてきたのではないことは当然でありますが、ただ、情報開示の問題、これは当然どういう結果が出たということはこれはあってもいいと、私はそのように思います。これは当然のことであろうと思っておりますが、しかしながら、これは時間がかかる問題でありますので、そのことについては理解いただきたいと同時に、また検討委員会で結論が見えた生産源対策と、これがこれからの問題になっておるわけでありますので、さらにまた、これに伴う予算化も考えていかなければならない事態を迎えておるわけでありますので、どうかこの点ご理解をいただきながら、やはり土砂の流出対策という原点に返ってのご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　今、町長おっしゃったとおりだと思うんです、私も。それでお願いしたいのは、単年度、単年度の結果を出せということではないんです。課長がおっしゃっているように。ただ、単年度で得られた内容については、やはりきちんと情報開示していただきたいというふうに思うんです。長いスパンで見て、こういうふうに効果がありましたよというのは、それは課長おっしゃったとおりだと思うんです。ただ、去年、おととしですか、あれ緒についたの。ですから、１年ではそんなに簡単にすぐ効果が出るというふうには思えないけれども、結果的には調査した結果、魚の行き来がありましたよとか、そういうことはやはり調査しているわけですから、それで秋では効果がわからない。魚の産卵時期に調査をするだとかいろいろなことが報道されているのと、片方では報道されているのに、我々にはいや、それは防衛施設局が教えていいと言わないからだめですというようなことでは変なんですよ。

　我々としては、一々防衛施設局まで調査に行かなければならないんですか。そうではないと思うんです。だから、秘密情報でもなんでもないと思うんです、この問題については。日本の防衛の。環境にかかわる問題ですから。そういうことに対しては、やはりそのときそのときにきちんと私たちに公開をできるような対応をしていただかなければ、結論を私たちは先に出せということを言っているわけではないんです。そのときに得られた情報については、公開をしてほしいということを言っているんですけれども、どうなんでしょうか。

●委員長（菊池委員）　町長。

●町長（若狭町長）　お答えさせていただきます。

　調査結果の情報開示については、これはやはり必要なことでもあろうと私はそのように認識いたしております。今後とも防衛施設庁と連絡をする中で、その結果が出たならば、知る範囲でやはり公開すべきことであろうというふうに私は考えております。ただ、調査の結果、こうだった、ああだったとか詳細にわたる点についてはどうかと思いますが、ある程度効果については知らしめるものであろうと思っておりますので、ご理解い

ただきたいと思います。

●委員長（菊池委員）　ほかにございませんか。

なければ進みます。

４項都市計画費、１目都市計画総務費、３目下水道費。

５項公園費、１目公園管理費、２目公園事業費。

６項住宅費、１目建築総務費、２目住宅管理費。

８款消防費、１項消防費、１目常備消防費、２目災害対策費。ございませんか。

９款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費。

13番、室﨑委員。

●室﨑委員　今回、この委員会で採用された方を含めて３人の教育委員に関する事案が出ているんです。それで教育委員というのは全員で５人ですよね。そのうちの１人は教育長、そうすると４人がいわゆる町でいう教育委員ということになります。そのうちの２人が今回辞表を出しているということで、町民の中に何があったんだろうというような声もぽつぽつ出ているわけです。それで、今回はちょっと特別ないわゆる制度の問題があって出てきたというような話はちらちら聞いているんですが、その点わかりやすく説明をしていただきたいんです。

●委員長（菊池委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　実は、昨年の６月、教育三法の改正がありまして、その中のひとつに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございました。その中に第４条第４項におきまして、委員の任命に当たり、保護者の意向を把握するために保護者が含まれるようにという規定に変更してまいりました。これは平成13年度において、努めるようにという規定になっておりまして、その段階において前回１人の委員さんを選んできたんですが、これは努力義務ということで、今回の改正前にその委員さんが再任されていたという状況がございます。今回、１人の委員さんが更新というか任期満了という形になりまして、法の解釈において４月１日以降、委員の改選がない時期においてはこれは違法ではないというのが解釈です。ただし、４月１日以降、任期満了になった時点においては、それ以降、入れなければならないということが該当してくるというふうに解釈されました。

そして、今回改選された委員が前任者の期間ということで、まだ１期務めていない方でしたので、委員の中でもぜひ残ってもらいたというふうな委員同士の中でのお話し合いの意向がございまして、今回３月31日の任期に当たりまして、長年務めていた委員長がそれではということで辞任したいという意向を示された。そのときに年齢的なもの、あるいは体調的なものも含めて、もう１名の委員さんも辞任したいという意向を示された。私どももできれば今回の部分については、１名保護者を入れれば法的にはクリアする問題ですので、１名についてはぜひ残っていただきたいというふうに慰留に努めたんですけれども、個人的な部分も含めてそれぞれが辞任したいという意向が強かったもの

ですから、今回のような措置になりました。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　大体背景はわかりました。ひとつには、国のほうがいわゆる厚岸町の教育委員会は厚岸町で選任するんだけれども、そのいわば自主性についてぐいぐいと締め上げてきているということがここでもはっきりわかりますよね。こういう人を入れなさいというふうに法律つくってまでこう枠をはめてくるわけです。町長の選任なさる説明のときに、必ず人格、識見ともに適当な立派な方なんだから選びますということですよね。それで我々もそうですよねというわけで賛成しているわけです。それでいいわけですよ。今ここでそういうことを幾ら言ってもしようがないけれども、だけれども、そこのところにこういう人を入れなさいと。その部分だけ厚岸町の自主性がそがれていくわけです、はっきり言って。そういうことですよね。

　それで、この場合、俗に保護者枠とかというんです。そういう人を１人入れなさいということになったときに１名ふやすと、教育委員を。そして、そういう人も入れましょうということはできなかったんですか。

●委員長（菊池委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　今回の法改正の中で弾力化がされたというのが一つございます。ただ、法の趣旨からいきますと、都道府県または市の教育委員会にあっては６名以上の委員、町村の委員会にあっては３名以上の委員をもって組織することができるとしましたという法律です。ですから、３名以上というのは確かに６名も含まれますけれども、法の趣旨からいうと今まで５名と限定されていたものを、都道府県または市の教育委員会にあっては合併等もあって、多いこともいろいろな事情あると。そういう中では６名以上にすることもいいですよと。逆に、町村にあっては、大変こういうふうな財政状況が厳しい中で、３名以上でもいいですよというふうに解釈するのが妥当かと思うんです。その中で私はいろいろな委員会の委員、いろいろな部分で今の状況では減らしてきているという中で、今回の保護者枠をもって１名をふやす。例えば１名をふやしても、この次のだれかの任期のときにもとに戻すというふうな言い方になると、逆に言うと、まだはっきりしていないところまでだれだれのときには減らすんですかというふうな話というのも、僕は逆にちょっとおかしな話だと思いますし、そういう意味でだれがどうということではないんですけれども、５名の枠というのは趣旨としては守るべきではないかというふうに考えております。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　わかりました。結局、どなたかがおやめにならなければ解決できない問題であるという枠をはめられたということですよね。それはそれでわかりました。そういういわば厚岸町内における問題でないことで辞めざるを得なくなったということだと思う

んです。

それで、先ほどの教育長の答弁の中でちょっとひっかかったのはお１人は辞める、もう１人の方は、個人的に事情があるから辞めるというふうにおっしゃったんだけれども、確かに辞表には一身上の都合によりと書くと思うんです。しかし、今回の場合には、やはりこういう問題があったのでお辞めになったという心情をきちんと酌み取った態度をとるべきであろう。なぜなら、こういうことでもない限りは、そんなところでもって任期中に辞表を出すなんていうことは考えられないわけです、お２人とも。ですから、それを１人はこういうことがあったから、今の都合のあれで辞めたんだけれども、もう１人は個人的なことで辞めましたというような言い方をすれば、これは今回、強く言えば、受け取りようですが、こういう国の物のやり方に対する抗議の意味を込めて腹切ったとも言えるんです、とりようによっては。果たして、そうだと私は断言はしませんけれども、だから、そういう色合いのある心情については、きちんと受けとめるべきであろう。そのことによって、教育委員長をなさった方、それから、今一番古い方なのかもしれない、非常に古参の方で、きちんと今までの教育行政に功績のある方です。そういうお２人がおやめになったことで、厚岸町の教育行政が緩んではしようがない、大変なわけです。その意味で、もちろん新たに選ばれた方も、再任なさった方もしっかりした方ですから、それは大丈夫だとは思いますけれども、やはりこういうことがあってこうなってきたんだということは、きちんと今の教育委員として残られた方、あるいは新しくなさった方含めて、教育長あなたも含めて、そういうものをきちんと受けとめた上で、教育行政を進めていくということが大事なんじゃないかと、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

●委員長（菊池委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　委員、おっしゃるとおり今回の教育三法、特にこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に当たっては、かなり委員さんたちもこれに対する部分については意見がございました。というのは、やはり２年前の自殺事件以降、いわゆる教育委員会に、例えば学校の問題、ほかの問題に対して教育委員会の組織自体に何か緩みがあるような、あるいは権限がないというか、何もしていないんじゃないかというような言い方が文科省の中で出ていたように思います。

ただ、今までの事件自体が教育委員会の組織の問題なのかという部分は、私自身も非常に疑問に思うところなんです。というのは、今回の改正の中にもう一つ大きな問題は、第三者機関に評価をしてもらいなさいというのが出てきています。それを議会に報告しろというふうな部分も含めてなんですけれども、教育委員自体が行政マンではなくて、いわゆる民間の人たちに委員になってもらって、行政を監視しているというふうに僕は考えているんです。それをその教育委員会が決定したこと、考えたことを、また別の第三者機関に評価してもらえという言い方自体が、そうしたら民間人にお願いしている、これは一体何なんだというふうな部分については、非常にうちに限らず教育委員会の関係者にとっては、これは屋上屋を重ねている行為であって、この法改正自体は一体何をやらせたいんだということについては非常に憤りを感じている。

今回の部分についても、努力義務については僕らも努力義務、前回の13年の改正のときにもそれに沿ったことを行いましたし、それを主としてやらなければならないだけの、僕たちに言わせればそういうものを考慮するだけの見識がないのかというところまであると思うんです。ですから、これに対する委員長、もう１名の方もそうですけれども、気持ちというのは非常に僕も感じておりますし、この点については強く思います。

もう一つ言えることは、僕たちは決してお飾りの教育委員さんたちのもとで委員会を開いていたわけではない。非常に厳しい意見もいただきましたし、それに対する管理職側の緊張感というものを持って教育委員会を開いてきたわけですから、このことについて、それこそ全体一つとして見てもいない国のほうから、教育委員会のやり方自体が生ぬるいとか実効性がないとかと言われるようなことはしてこなかったつもりですし、委員さんおっしゃるとおり、これからにおいても教育委員と教育委員会の関係というのは緊張の中できっちりとした仕事を決定していく、あるいは監視していくという役割を認識して遂行してまいりたいというふうに思います。

●室﨑委員　結構です。

●委員長（菊池委員）　ほかにございませんか。

なければ進みます。

２目事務局費、３目教育振興費、５目就学奨励費、６目スクールバス管理費。

２項小学校費、１目学校運営費。

10番、谷口委員。

●谷口委員　直接、この予算の問題ではないんですが、学校なんですが、最近またというか、前にも私は指摘したことがありますけれども、学校が不夜城状態にあるんではないのかなというふうに思うんです。それで、学校の先生というのは何時まで学校にいれるんですか。

●委員長（菊池委員）　教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長）　学校に先生方が教員が残れる時間ということでございましょうか。特に、決めはないというふうに考えます。ただ、勤務時間はそこそこの学校で決まってございますけれども、何時に必ず退庁しなければならないというような決めはないというふうに思っております。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　先生方の勤務時間については、時間外だとかそういうものは認められていませんよね、教職員については。そして、今、課長がおっしゃっておられますけれども、何時までという決めはないと。ただ、今、先生方がどういうふうなところからそれぞれの学校で勤務されているか、住宅がどこにあって、通勤時間にどのぐらいの時間がかか

って、どういうふうになっているのかということが私はわかりませんけれども、夜の８時、９時になっても車がたくさんあって、学校がこうこうと電気がともって、それが毎日のように、土曜、日曜以外はほとんどがそういう状態なんですけれども、そういう実態というのはきちんと調査をされているのか。また、もし問題があれば、それに対する指導みたいのは行ったことがあるのかどうなのか、その辺はどうなんですか。

●委員長（菊池委員）　管理課長。

●教委管理課長（米内山課長）　質問者おっしゃるとおり、先生方の居残りにつきましては、常に問題となる点でありまして、実は平成13年度に道の調査がございました。その後、その調査に当たりまして、いろいろな問題点が惹起してございます。その中でやはり改善できるもの、それから改善方向を見つけなければならないものについては、それぞれの学校、それから教育委員会も一定程度指導する中で現在まできてございます。

　実は、本年度ちょっと今データ持ち合わせていないんですけれども、調査もしました。その13年度時点からのデータがございましたので、それとの今現在の学校とどうなんだというようなところもちょっと突き合わせてみたんですけれども、一般的にいいますと、そんな大幅に改善されたような事情はないというふうなことでございますが、ただ、学校によっては一定程度、やはりできるだけ必要のない居残りはないようにと。必要のないというようなことは本来的にはないんでしょうけれども、できる限り早目に退庁するように努めるというような中で、現在まで推移している状況でございます。

●委員長（菊池委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　つい先ほどだったと思うんですけれども、外食チェーンの店長が管理職として認めないというような裁判所の判決が出たのは記憶に新しいと思うんですけれども、それと学校の教職員と同じにするわけにはいきませんけれども、何であのように大幅に、生徒が帰ってから４時間も５時間も学校で仕事をしなければならないのか。その原因は何なのかということを、やはりもう少し明らかにしてほしいと思うんです。

　昔から、私たち子供のころから先生の家に遊びに行ったりすれば、先生が自分のクラスの子供たちの採点だとか、通知せんのあれを自分の家でやっているのは見たことありますけれども、そうやって家へ帰ってもやらなければならないというのもあったとは思うんですけれども、最近はそうやって学校で長々といて、そして、今町内の教員住宅にお住まいの先生というのは半分ぐらいですか、大体。そうすればそれ以外の半分ぐらいの先生は、最低でも小１時間ぐらいはかけて通勤されていると思うんです。そうすると、往復に１時間半から２時間通勤時間を要するということになると、８時、９時まで学校で仕事をされて、それから１時間近くをかけて帰られて、それで家でお休みになって次の日また朝早く出勤してくるということになると、本当にこう疲れが取れて、次の日の仕事に支障がないような状態で仕事ができるのかどうなのか。子供たちに迷惑をかけないで済むのかどうなのかということが、やはり一番問題になるんではないのかなと私は心配するんです。

それと、もう一つは、そういう勤務をしなければならないほど教職員の仕事というのは大変なのか。そのうちにどこかで労災をめぐる何か訴訟かなんかあったような気もするんですけれども、そういうことが厚岸町で発生しないのかどうなのか。その辺についてはどういうふうに考えているのかお伺いをいたします。

●委員長（菊池委員）　指導室長。

●教委指導室長（酒井室長）　私から現在の学校の教員の勤務、なぜ遅くまで残らなければならないのかという部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

道教委、あるいは文科省あたりが行った調査によりますと、まず、遅くまで残らなければならない最大の理由として挙げられているのが、テスト等の成績等の処理、これがまず一番多いというふうにして挙げられております。その他、次の日の授業の準備であったり、あるいは先生方との授業にかかわる打ち合わせであったりといった内容が、まず上位の方にあるということがございます。

それから、近年、とみに多いであろうと私が思っている実態は、今、共働きの家庭がかなりのパーセンテージあると思いますけれども、子供のことで両親、保護者の方と連絡をとりたい、あるいは逆に保護者の方から学校へ連絡が来る。そういった時間帯が共働きの原因もあるのでしょう。５時であったり６時であったり、連絡がとれるのが６時過ぎるというような状況も、近年、非常にこう多くなってきているということも一つあるのかなというふうに押さえております。

その他、中には同好会の指導者になっていたり、部活の担当になっていたりという先生もおります。そういった先生がそういった指導を終えた後に、やらなければならない仕事をやって帰るというような状況もあって、通常の勤務時間を超えて仕事をしなければならないという状況が生まれているというふうに押さえております。

●委員長（菊池委員）　管理課長。

●教委管理課長（米内山課長）　それとその実態に対してのご懸念でございますけれども、確かに遅くなっている実態というのは顕著でございますが、ただ、今回の調査でも各学校である程度言うのは、少し個人的に偏っている部分がありまして、一般的にはある程度、昔みたいに全員が遅くなるというような形ではないんだというようなことは聞いてございます。

ただ、校長先生自体、やはり先ほど言いましたように、町内に住まわれている先生は約60％、これはずっとこの率で推移していますけれども、40％の方々が質問者おっしゃるとおり遠くに帰られますというような中では、やはりその辺も考慮した中で、校長先生が十分健康状態も含めて管理していく中で、また、遅くならないような工夫を学年、それから学校の中で全体として取り組む中で減らしていくというような方向で今努力しているというところでございます。

●委員長（菊池委員）　昼食のため休憩いたします。

再開は午後１時といたします。

午後12時01分休憩

午後１時00分再開

●委員長（菊池委員）　委員会を再開いたします。

２項小学校費、１目学校運営費から始めてまいります。

10番、谷口委員。

●谷口委員　先ほど説明いただいて内容はわかりましたけれども、平成13年度に道が調査を行ったというふうに説明されておりましたけれども、その段階からもう７年ぐらい経っているにもかかわらず、その状態がそれだけこう改善をされてこないということには、やはり先生方の仕事の内容が、ある意味それだけ過密になってきているのかなというふうにも思われるんです。それで仕事の内容についてこうずっと言われて、あるいは部活、同好会の仕事も重なれば、なおさらそれによって仕事が後ろの方に行ってしまうと。一生懸命やればやるほど仕事がふえるような状態になっているのが現実なのかなというふうに思うんですけれども、やはり先生方の健康もきちんと確保されて、身体的にも精神的にも確保された上で、仕事をされていかなければ困ると思うんです。

問題は厚岸町の教育にかかわる問題ですから、その辺については、やはり問題点をもっともっときちんと洗い出して、どうすればそれが改善していくのか。改善の方向もきちんと出しながらやっていかなければ、ただ単に先生方帰れというようなことでは、解決をしないのではないのかなというふうに思うんです。そして、また結果的には職場に残ることができないからということで家庭に持ち帰る。そういう中で盗難、紛失等の事件も起きていますよね。そういうことを考えると、やはりそういう先生方が若干こう気を緩めた段階でそういう事件、事故も起きる可能性もあると思うんです。悪意がなくても、事件は起こる場合もあるということをきちんと考えていけば、やはり今の問題点を何が問題で、そういう状態になっているのかをはっきりさせてその改善の方向を示すこと、これは一つは厚岸町の現場だけがやればできるという問題ではないと思うんですけれども、そういう問題をきちんと管内、あるいは道教委等との連携を密にしながら改善の方向を出していくという方向にしていかないと、今何とか乗り越えれても、その後が続かなくなってしまうんでは私は困ると思うんです。その辺の対策について、もう一度お伺いをいたします。

●委員長（菊池委員）　管理課長。

●教委管理課長（米内山課長）　お答え申し上げます。

先に訂正しておわびを申し上げたいんですが、実は、先ほど13年調査と申し上げましたけれども、15年度調査の間違いでございました。まことに申しわけございません。

その上でお答えさせていただきますけれども、質問者おっしゃるとおり、15年度から

今回調査した結果に目立った解決がなされていないというのは実態でございます。ただ、その間、15年度に実施した調査の上で、やはり問題点の洗い出し、それから、その対策は具体的にこうつくった中で実際は進めてきております。これは学校にもよりますし、先ほど言いましたように、個人的な差もございますけれども、学校によっては、やはり相当少なくなっている学校も実はあります。時間外勤務の縮減重点目標というものを、まずつくりまして、それから、時間外勤務の縮小方策、これは現状と見通しの中で縮減の今後の方向性ということで決めたわけですけれども、これに基づいて今まで進めていますし、今現在も進めているところではありますけれども、いかんせんやはり先生方の今回の調査の中でもいろいろな理由が挙げられてきていますけれども、先ほど言いました部活を持っている先生が、どうしても部活終了後の業務にならざるを得ないとか、それから、季節的な行事、その辺のところの固まりができるだとかというようなことで、どうしてもとれない。それは縮減できない部分というのがありますけれども、できるだけその中でもやはりいろいろな工夫をする中で、諸会議の打ち合わせなどを事前にやるとか、それから、職員全員の意思をもって取り組むだとかというようなことを創意工夫する中で、少しでも少なくしていくという方向性の中で今現在取り進めております。

実は、勤務時間の延長については、道教委のほうも新しい考え方になるのか、ちょっと考えているようですけれども、実際、現場の状況を道教委あたりにも訴える中で、実際体制づくりについても要望していきたいというふうには考えてございます。

●谷口委員　わかりました。

●委員長（菊池委員）　いいですか。

特にこうございませんか。

次へ進みます。

２目学校管理費、３目教育振興費、４目学校建設費。

３項中学校費、１目学校運営費、２目学校管理費、３目教育振興費。

５項社会教育費、１目社会教育総務費、２目生涯学習推進費、３目公民館運営費。ございませんか。

４目文化財保護費、５目博物館運営費。ございませんか。

６目情報館運営費。

６項保健体育費、１目保健体育総務費、２目社会体育費、３目温水プール運営費、４目学校給食費。

11款公債費、１項公債費、１目元金、２目利子。

12款給与費、１項給与費、１目給与費。ございませんか。

以上で歳出を終わります。

次に、第２条、繰越明許費、６ページ。ございませんか。

次に、第３条、債務負担行為補正、７ページ。ございませんか。

次に、第４条、地方債の補正、９ページ。ございませんか。

総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（菊池委員）　次に、議案第12号　平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第１条の歳入歳出予算の補正、４ページ、事項別明細書をお開き願います。

６ページ、歳入から進めてまいります。

１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税、２目退職被保険者等国民健康保険税。

２款分担金及び負担金、２項負担金、１目保健事業費負担金。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、２目療養給付費等負担金、３目高額医療費共同事業負担金。

２項国庫補助金、１目財政調整交付金。

４款療養給付費等交付金、１項療養給付費等交付金、１目療養給付費等交付金。

５款道支出金、１項道負担金、１目高額医療費共同事業負担金。

２項道補助金、２目財政調整交付金。

７款共同事業交付金、１項共同事業交付金、１目高額医療費共同事業交付金、２目保険財政共同安定化事業交付金。

８款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金。

10款諸収入、２項雑入、３目一般被保険者返納金、４目退職被保険者等返納金、５目雑入。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費。ございませんか。

２項徴税費、１目賦課徴収費。

３項運営協議会費、１目運営協議会費。

４項１目趣旨普及費。

５項１目特別対策事業費。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費、２目退職被保険者等療養給付費。

13番、室﨑委員。

●室﨑委員　委員長、少し目から広がるところが出ますけれどもお許しください。

先ほど一般会計のほうで繰入金に絡めて全体的なことをお聞きいたしました。そのときの答弁の中で医療費の伸びという部分で、退職被保険者の部分、ここのところが結構ふえているようなお話があったように伺ったんですが、一般被保険者のほうは横ばい状態なんだけれども、退職被保険者のほうで医療費がふえているというお話があったんで、そのように伺ってよろしいのかどうか。

そして、その要因といいますか、それはどのように押さえていらっしゃるのか。そこのところを教えてください。

●委員長（菊池委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　お答え申し上げます。

前段の部分ですが、先ほどの説明でも退職の分について伸びているという説明をさせていただきましたので、おっしゃるとおりでございます。一般被保険者はほぼ前年並み、それに対して退職に係る医療費が伸びているという要素についてというご質問でございましたが、昨年の18年度の給付におきまして、退職者医療の総体の件数、それから給付額がこれも落ち込んでおりました。

それ以前はどうかと申し上げますと、ずっと上り傾向だったんでございます。それは要因としまして、退職被保険者の場合は、現役時代は国保以外の医療保険の加入者でございます。退職をされて年金を受給する時点で、退職被保険者として国保に入っていらっしゃる。ある意味では現役時代、一生懸命体を酷使をされて、現役を終えられてほっとして、余生というのはちょっと語弊がありますが、60歳以降の生活を送られる中で、いろいろな疾病がそこに発生をしてくるということが大きな要因だろうというふうに思っております。そういう意味で、毎年年金の受給者がふえてまいりますので、該当者そのものもふえてまいります。それによって自然増の部分もございますが、一般的な傾向としては今申し上げましたように、現役を終えられて余生を送る中で、自分の健康にも気がつき、あるいは疾病が発症するという状況の中で、医療機関にかかる傾向が強くなるということだと思います。

19年度、前年度落ち込んだ分がそのままはね返ってきているのかどうかというところまではわかりませんが、１件当たり何百万円、1,000万円という単位の疾病、例えば脳出血でありますとかという疾病そのものがふえているということではございませんが、平均的に前年に対して退職の医療費が伸びているということでございます。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　１年限りのところで見たら上がったり下がったりがあると思うんです。それで今、課長がおっしゃったように、これは何も退職被保険者のところだけじゃないんですが、非常に大きな高額の費用のかかるような病気がぽんぽんと出てしまうと、1,000万円や2,000万円簡単に狂いますよね。だから、そういうこともあるでしょう。

それから、一般被保険者の全体でいえば、インフルエンザがなんかが大はやりしたり

すると随分変わりますよね。そういう単年度、あるいは去年と比較したなんていうときには上限というのは、それはそのときそのときの要因であると思うんだけれども、５年なり10年なりのデータをとっていくというと、ある種の方向性が見えてくると。それができることであれば何と言うんですか右肩下がりになっていってくれればいいわけです。ということだと思います。

それで、その右肩下がりにしていくためには、いろいろな要因があると思うんです。そのうちの１つは町立病院だと思うんです。町立病院で行っている病気になったらいらっしゃい、そのときその病気だけ治してあげますよというのが町立病院の仕事ではないですよね。いや、それだってありますよ。だけれども、それだけではもちろんない。地域医療というのは、まさにその地域で生きていく人たちの健康も病気も全部含めて健康状態とでもいうのかな、それを少しでもかさ上げするように、下からきちっと支えるのがまさに町立病院の地域医療という仕事ですよね。

そこでは今、この前もちょっと詳しい方からいろいろお聞きしていたんですが、例えば今、町立病院では小児科が非常に充実しています。小児科においていろいろな仕事が行われていて、そのことが町民の健康を支えています。ところが、経営的にいうと余り大きなプラスにはならない、仕事の量に対しては。だけれども、結局、そのことは最終的には国保やあるいは福祉のほうにはね返ってくる話になると思うんです。そういう意味で、町立病院の経営を含めたものと、例えばこの国保の数字というものは、ある意味で相関関係を持っていると思うんです。そのあたりでもって、現在数字にあらわれたものがどの程度かということは、ちょっと私も詳しくないのでわかりかねるんですが、担当者としてはどういう評価をしているのか。その点についてもお聞かせをいただきたいんです。

●委員長（菊池委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　お答えを申し上げます。

今、町立病院の小児科の受診の増、それに伴う町民の健康、あるいは疾病の効果のお話がございました。私どもも昨年度、ある１カ月分のポイントを押さえながら、町立病院の受診状況がどうなんだろうということも内部的な資料として、実は調査をさせていただきました。17年の８月、それから18年の８月という１年違いの１カ月分の比較でございますが、入院は別としましても、入院以外であります。町立病院の受診件数、平成17年度の８月は1,047件でありましたけれども、18年の８月、1,215件ということで168件、率にしまして16.8％の伸びでございました。それに対して国保として負担をした費用の額の比較も同時にさせていただきましたが、平成17年度は1,643万円が保険給付として出ております。18年度どうかといいますと、こちらは下がっておりまして、1,476万円程度、約166万円下がっております。この要素は、例えば今おっしゃられた小児科の受診がふえて件数が上がったとした場合に、小児科そのものは投薬を多くしたり、あるいは注射も投薬のほうに入りますが、そういった短期的な急激な治療そのものができないものでありまして、医療機関からしますと余りもうけのない科目になってまいります。

そういったことも影響しながら、件数としてはふえているんですが、１カ月分の厚岸

町国保から町立病院に支払った金額としては、むしろ下がっているという傾向がここで見えました。この数字が年間通してあるかどうかという問題は別にしましても、一つの要因として、現象としてはそういう傾向が見られたということであります。

入院部門も持っておりますから、そういう意味では厚岸町の町立病院が地域医療として、町民の健康を支えてくれるという大きな果たしていく役割といいますか、その比率がふえていくということにつきましては、私どもも非常に重要な役割を持っているんだろうというふうに思っておりまして、平ったい言い方をしますと、給付はそんなに下がらなくても、町民の健康が、あるいは健康づくりが、地域医療を中心として広まっていければ非常に効果的になるなという思いではおります。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　くどくはやりません。これで終わるつもりですが、もう１点お聞きしますが、退職被保険者の医療費が今、課長の答弁にあったように仕事を持っている間は、もう一生懸命やって、退職して一段落したところで、今までの無理が出てきてどんと病気になるというようなパターンが割とあるんだそうです。そういうものを防いでいくためにも、やはり日々の今の生活習慣病を防ごうというような動きは国が一生懸命やっていますが、これも言うなれば医療費を削減しようとする大きな目的もその中には入っているわけですけれども、やはりそれに限るわけではないんですが、例えば旧瀬棚町の瀬棚方式と言われるような健康管理システムを見ても、やはりああいう地道な努力をきちんと上積みしていくことで、国保の会計は非常に楽になってくるわけですよ。これはもうはっきりと数字が出ているわけです。そういう意味で今、私最初に町立病院の機能ということを言いましたが、それだけではなくて、厚岸町の場合にはやはり住民の健康づくりというものをどのように進めていくかということも、また非常に大事な問題でありまして、こういうものが全部効果を上げてくると、それは国保の会計に数字となって最終的にはあらわれてくるということについては、恐らく間違いがないであろうというふうには思われます。短期的にはそれはいろいろな要因があって上下はありますよ。

そういう点で、やはり退職被保険者のこれが非常に多いという点では、まだまだそういう部分について、やらなければならないことがたくさんあるのではないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　おっしゃるとおりでありまして、国保の立場で申し上げますと、国保に入ってこられる前に職域等で健診事業がきちんとされて、疾病傾向が出ているとすれば、それに対してきちんとした対応がされる。ご本人の健康に対する意識づけの問題も出てくるんでしょうが、職域の中でそういったことが展開をされ、健康な状態で、あるいは余りひどくならない状態の中で、退職を迎えられて入ってこられるという形のものができるとすれば、これは今まで現役時代一生懸命やってきて、急に国保に入ってきて調子悪くなるよねという話からすると、それは随分改善されてくるんだろうと思っ

ております。

そういう意味では、退職被保険者に限らず、私どもが運営しております国保の中でも同じことが言えるんだろうというふうに思っております。30、40代の国保の被保険者の方、なかなか健診を受けられるという比率が低い現状にございまして、そういう意味では60、70になってから健診を一生懸命受けられても、もうそのときには既に成人病になるいろいろな症状が体に持っていらっしゃるということが多々ございます。そういう意味では今の高齢者医療確保法でいきますと、40歳からそういう健診を受けましょうというものができましたし、将来的には私どもは40歳ではなくて、もっと年齢を引き下げてということも課題に置きながら、そういった30、40の世代の方々の健診率をどう上げていくのか。健康についての動機づけというものをその健診事業の中で、あるいは保健指導事業の中で、衛生部門と協力しながらどうやっていくのかということが大きな課題になっているというふうに思いますし、できれば将来的には今言われた職域の方々の健診データなんかもプログラムとして取り入れさせてもらえれば、退職後のデータとしても有効に使えるのではないかというふうに思っておりますので、その辺を課題にしながら４月からスタートする事業を、まずどうやっていくのかという課題がありますが、将来的にそういった課題も整備をしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

●室﨑委員　結構です。

●委員長（菊池委員）　よろしいですか。

２目、ほかにございませんか。

なければ進みます。

３目一般被保険者療養費、４目退職被保険者等療養費、５目審査支払手数料。

２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費、２目退職被保険者等高額療養費。

保険給付費、２目退職被保険者等高額療養費。

３項移送費、１目一般被保険者移送費、２目退職被保険者等移送費。

４項出産育児諸費、１目出産育児一時金。

５項葬祭諸費、１目葬祭費。

３款老人保健拠出金、１項老人保健拠出金、１目老人保健医療費拠出金、２目老人保健事務費拠出金。

４款介護納付金、１項介護納付金、１目介護納付金。

５款共同事業拠出金、１項共同事業拠出金、１目高額医療費拠出金、２目保険財政共同安定化事業拠出金。

６款１項保健事業費、１目保健衛生普及費。

７款諸支出金、１項償還金及び還付金、１目一般被保険者保険税還付金。ございませんか。

７款諸支出金、１目一般被保険者保険税還付金、２目退職被保険者等保険税還付金。

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（菊池委員）　次に、議案第13号　平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
第１条の歳入歳出予算の補正、３ページ、事項別明細書をお開き願います。
４ページの歳入から進めます。
１款分担金及び負担金、１項分担金、１目水道費分担金。
２款使用料及び手数料、１項使用料、１目水道使用料。ございませんか。
２項手数料、１目水道手数料。
５款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金。
以上で歳入を終わります。
歳出に入ります。
１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費。
２款水道費、１項１目水道事業費。
以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

●委員長（菊池委員）　次に、議案第14号　平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第１条の歳入歳出予算の補正、３ページ、事項別明細書をお開き願います。
４ページの歳入から進めます。
１款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目医療費交付金、２目審査支払手数料交付金。
２款国庫支出金、１項国庫負担金、２目医療費負担金。
３款道支出金、１項道負担金、２目医療費負担金。
４款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金。
５款諸収入、１項雑入、１目第三者納付金、２目返納金。
以上で歳入を終わります。
歳出に入ります。
１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費。
２款医療諸費、１項医療諸費、１目医療給付費、２目医療費支給費、３目審査支払手数料。
以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

●委員長（菊池委員）　次に、議案第15号　平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
第１条の歳入歳出予算の補正、４ページ、事項別明細書をお開き願います。
５ページの歳入から進めます。
１款分担金及び負担金、２項負担金、１目下水道費負担金。
２款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料。
５款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金。ございませんか。
歳入を終わります。
次に、歳出に入ります。
１款下水道費、１項下水道管理費、１目一般管理費、３目処理場管理費、４目普及促進費。
２項下水道事業費、１目公共下水道事業費。ございませんか。
以上で歳出を終わります。

次に、第２条、債務負担行為の補正、３ページ。ございませんか。
総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

●委員長（菊池委員）　次に、議案第16号　平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。
第１条の歳入歳出予算の補正、４ページ、事項別明細書をお開き願います。
６ページの歳入から進めます。
１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者介護保険料。
２款分担金及び負担金、１項負担金、１目地域支援事業負担金。
３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金。
２項国庫補助金、１目財政調整交付金、５目介護保険事業費補助金、７目地域支援事業交付金。
４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、２目地域支援事業支援交付金。
５款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費負担金。
２項道補助金、２目介護給付費補助金、３目地域支援事業交付金。
３項委託金、１目総務費委託金。ございませんか。
６款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金。
７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金。
２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金。
９款諸収入、２項雑入、３目雑入、４目介護サービス事業者返納金。ございませんか。
以上で歳入を終わります。
歳出に入ります。
１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費。
３項介護認定審査会費、１目介護認定審査会費、２目認定調査等費。
６項地域密着型サービス運営委員会費、１目地域密着型サービス運営委員会費。
２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費、２目施設介護サービス給付費、３目居宅介護福祉用具購入費、４目居宅介護住宅改修費、５目居宅介護サービス計画費、６目審査支払手数料。

３項特定入所者介護サービス等費、１目特定入所者介護サービス費。
４款地域支援事業費、１項介護予防事業費、１目介護予防特定高齢者施策事業費、２目介護予防一般高齢者施策事業費。
２項包括的支援事業・任意事業費、１目包括的支援事業等事業費、２目任意事業費。
５款介護給付費準備基金費。ございませんか。
１項１目介護給付費準備基金費、１目介護給付費準備基金費。
以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

●委員長（菊池委員）　次に、議案第17号　平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。
第１条の歳入歳出予算の補正、３ページ、事項別明細書をお開き願います。
４ページの歳入から進めます。
１款サービス収入、１項介護給付費収入、１目居宅介護サービス費収入、２目施設介護サービス費収入。
２項予防給付費収入、１目居宅支援サービス費収入。
３項１目自己負担金収入。
８款繰入金、１項１目一般会計繰入金。
９款諸収入、１項１目雑入。ございませんか。
以上で歳入を終わります。
歳出に入ります。
１款サービス事業費、１項居宅サービス事業費、２目通所介護サービス事業費、３目訪問入浴介護サービス事業費。
４目短期入所生活介護サービス事業費、７目包括的支援事業費。
２項施設サービス事業費、１目施設介護サービス事業費。
以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。
13番、室﨑委員。

●室﨑委員　見ていきますと、この数年、毎年一般会計の繰入金が下がってきている。収支合わせていうと経営状態が非常によくなってきているというふうに思われるんですが、そういう見方でよろしゅうございますか。

●委員長（菊池委員）　特老施設長。

●特老施設長（桂川施設長）　内容的にはおっしゃるとおりなんですが、ちなみに平成15年度を例にとりますと、主にデイサービスの分なんですが、約5,000万円近い赤字があった。それが現在では、今年の今承認いただきました補正予算では200万円以上の黒字になるというふうに予測しております。そういう形で大きく繰入金が変わってきているというふうに理解していただきたいと思います。

●委員長（菊池委員）　13番、室﨑委員。

●室﨑委員　平成15年から比べると、デイサービスは5,200万円経営をよくしたと、そういうことになるわけです。これは大変なことですね。これは職員の努力というのは大変なものだと思いまして、これは私も大いに敬意を表するところであります。

それで、それぞれのサービス事業については、今後に向けてまたいろいろな課題も持っていると思いますので、今後のことについては、これは補正予算ですから、新年度予算でお聞きしたいと思いますので、厚文でもこの前一度資料を出していただいていますから、そちらのほうではある程度まとまったものがあるかと思いますので、このいわゆる町の行っている介護サービス事業、それぞれのメニューについての動態といいますか、要するに15年当時からの動きのわかるもの、そして、当然経理状況ですね。そういうものがわかるもの、それと今日これからの課題というようなものがもしわかれば、そういうものを資料にして新年度予算のときに出していただきたいと思うんですが、いかがですか。

●委員長（菊池委員）　特老施設長。

●特老施設長（桂川施設長）　新年度予算までに用意させていただきたいと思います。

●委員長（菊池委員）　いいですか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

●委員長（菊池委員）　次に、議案第18号　平成19年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

１ページ、第２条、業務の予定量の補正。ございませんか。

次に、第３条、収益的収入及び支出の補正、６ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益、２目受託工事収益。

２項営業外収益、１目受取利息及び配当金、４目雑収益。

次に、収益的支出に入ります。

１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費、２目配水及び給水費、４目総係費、５目減価償却費。

２項営業外費用、３目消費税及び地方消費税。

次に、資本的収入、１款資本的収入、１項企業債、１目企業債。

５項工事負担金、１目工事負担金。ございませんか。

資本的支出、１款資本的支出、１項建設改良費、２目総係費、３目メーター設備費。

２項企業債償還金、１目企業債償還金。ございませんか。

次に、２ページへお戻り願います。

第５条、企業債の補正、ございませんか。

第６条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、ございませんか。

総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（菊池委員）　次に、議案第19号　平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

１ページ、第２条、業務の予定量。ございませんか。

次に、第３条、収益的収入及び支出、７ページをお開き願います。

収益的収入、１款病院事業収益、１項医業収益、１目入院収益、２目外来収益、３目その他医業収益。

次に、２項医業外収益、１目患者外給食収益、２目その他医業外収益、５目受取利息

及び配当金。

収益的支出に入ります。

１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費、２目材料費。

次に、収益的支出、３目経費、４目減価償却費、５目資産減耗費、６目研究研修費。

２項医業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費、２目医療技術員確保対策費、３目雑損費、４目消費税及び地方消費税。

資本的収入に入ります。

１款資本的収入、１項補助金、１目他会計補助金、２目国庫補助金。

資本的支出に入ります。

１款資本的支出、１項建設改良費、１目固定資産購入費。

次に、３ページにお戻り願います。

第５条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。ございませんか。

第６条、他会計からの補助金。ございませんか。

総体的にございませんか。

（な　　し）

●委員長（菊池委員）　なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

●委員長（菊池委員）　以上で各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算９件の審査が全部終了いたしました。

よって、平成19年度各会計補正予算の審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後２時01分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成２０年３月１１日

平成19年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長